

令和5年5月

定例農業委員会総会 議事録

令和5年5月10日（水）

宗像市農業委員会

令和５年５月 宗像市農業委員会 定例総会

招集年月日	令和５年５月１０日				
招集の場所	宗像市役所北館 第２０２会議室				
会議の日時 及び宣告	開会	令和５年５月１０日 午後４時００分		会 長	山口 義嗣
	閉会	令和５年５月１０日 午後５時００分			
	休憩	なし			
応（不応）召集委員及び出席並びに欠席委員 出席２３人 欠席１人					
議席番号	氏 名	出 欠	議席番号	氏 名	出 欠
１	山口 義嗣	○	１３	梶谷 泰臣	○
２	薄 幸一	○	１４	寺尾 悦治	○
３	山田 堅	○	１５	石松 健一郎	○
４	田中 清和	×	１６	黒石 克巳	○
５	村山 和弘	○	１７	原田 義久	○
６	中山 博之	○	１８	栗野 通孝	○
７	吉田 直行	○	１９	深田 誠	○
８	福嶋 仁士	○	２０	田中 康雄	○
９	岩佐 政子	○	２１	白木 晋平	○
１０	松井 徳一郎	○	２２	中村 和嘉	○
１１	山下 隆広	○	２３	吉永 和義	○
１２	吉武 順子	○	２４	佐藤 裕治	○
農業委員会事務局職員 田志事務局長 大楠企画主査					
途中入場・退場 委員及び時間	入場	な し			
	退場	な し			
議事録署名人	５番	村山 和弘		６番	中山 博之

令和5年5月定例農業委員会総会会議結果

- | | |
|-------|-------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| | 受付NO1 承認 |
| | 受付NO2 承認 |
| | 受付NO3 承認 |
| | 受付NO4 承認 |
| 第2号議案 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| | 受付NO1 承認 |
| 第3号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| | 受付NO1 承認 |
| 第4号議案 | 宗像市農用地利用集積計画（所有権移転）について |
| | 受付NO1 承認 |
| 第5号議案 | 宗像市農用地利用集積計画（利用権設定）について |
| | 承認 |

報告事項

- | | |
|-----|-----------------------|
| 第1号 | 農地法第5条の規定による届出について |
| 第2号 | 令和5年度最適化活動の目標の設定等について |

○議長

令和5年5月の定例農業委員会総会を、ただいまより開会いたします。

ただいまの出席委員は23名です。

よって、令和5年5月定例農業委員会総会は成立いたしました。

本日の議事は、お手元に配布しているとおりでございます。なお、総会中に発言をされる委員は挙手をし、議長の指名を受けたのち、起立して発言してください。

会議中につきましては、私語をされないように、皆様のご協力をお願いいたします。

○議長

次に、議事録署名人を宗像市農業委員会会議規則第14条第2項によりまして議長の指名となっていますので、指名いたします。

○議長

それでは、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。4件の案件が申請されています。受付NO1について審議を行います。事務局から議案と譲受人・譲渡人の説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO1の議案と譲受人・譲渡人の説明がありました。ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO1について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です

よって、受付NO1について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO2について、事務局から議案と譲受人・譲渡人の説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO2の議案と譲受人・譲渡人の説明がありました。ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO2について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です

よって、受付NO2について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO3について、事務局から議案と譲受人・譲渡人の説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO3について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO3の議案と譲受人・譲渡人の説明がありました。ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO3について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO3について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO4について、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO4について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO4の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

受付番号4番についてご説明します。譲渡人は●●にお住いの●●●●さんで、譲受人は●●市にお住いの●●●●さんです。現在、●●さんが所有する農地はありませんが、観葉植物やドライフラワー用花木を栽培したいとのことです。周りの農地に対する影響はないと思います。

○議長

ただいま、譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO4について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO4については、許可することに決定いたします。

○議長

それでは次に、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とい

たします。1件の案件が申請されています。受付NO1について事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第2号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO1の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

受付番号1番について説明をいたします。申請地の現況は畑になっておりますが何も栽培されておられません。隣にも農園がありますが何か栽培されているわけではありません。申請地の前にU字溝が敷設されておりますが埋まっているので整備をしてもらえば問題はないと思います。

○議長

つづきまして、現地調査B班班長から現地確認の報告を受けたいと思います。

○委員

現地調査班B班です。現地を調査したところ、先ほど委員の説明にあったように排水を道路の側溝に流すようになっていますが、完全に埋まっており心配されます。

他の住宅地からは離れており、上水道は井戸、下水道の浄化槽排水は道路側溝に排水する計画となっているので原状では排水計画が不適切なものになっていると判断されます。

○議長

ただいま、事務局から第2号議案、受付NO1についての議案説明と担当地区委員、現地調査B班班長から説明・報告がありました。説明・報告に対してご質問、ご意見はございませんか。

○委員

道路には側溝が敷設されているようですが、それ以外の宅地からの排水はどうなりますか。

○委員

道路には側溝は敷設されていますが埋まっております。地元の話では市役所が応急的に敷設されたものではないか、正式な測量はせずに簡易的に側溝を敷設しアスファルト舗装をされたような状態です。

○委員

宅地からの排水が周りの農地に流れるのではないかと心配です。

○委員

原状は、そういった状態です。

○委員

現地に元の農業委員がおられ、その方から聞いた話ですが、道路を挟んで反対側に鉄筋

の加工場があり大きな音がするが、それを承知の上で住宅を建設されるのかなと心配されておりました。これは農業委員会の問題ではありませんが、地元の方が心配されておられました。

○事務局

道路側溝が埋まっている関係は、今回の申請者が改善するものか、本来の管理者に確認する必要があると考えます。管理者は地元もしくは市役所と考えられますので、それは整理が必要だと思われます。

○委員

浄化槽からの排水の量は、どのくらいでしょうか。排水先の側溝が小さいので心配されます。

○議長

作業により発生する騒音に対するご意見が出ておりますが。

○事務局

基本的には申請人が農地に住宅を建築するということを審査し検討するもので、農業委員会が判断するものではないと考えられます。現在、申請地にお住まいではないので、騒音問題は把握されていないのかもしれませんが。

○委員

排水計画について、改善されることが条件と考えられます。

○事務局

排水計画の改善については申請者に申し伝えます。

○議長

他に、ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第2号議案、受付NO1について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1については、条件付き許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1件の案件が申請されています。受付NO1について事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第3号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

事務局から受付NO1の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

譲受人の●●さんと譲渡人の●●さんは親戚関係になられるとのこと。●●さんは●●●の方で事業をされておりますが、所有する資材置場が一杯になり今回の話になった

そうです。排水関係は、周りは畑ばかりなので影響はないものと考えられます。

○議長

つづきまして、現地調査B班班長から現地確認の報告を受けたいと思います。

○委員

B班班長です。説明をさせていただきます。排水も問題なく周辺の農地への影響も無いものと判断されます。

○議長

ただいま、事務局から受付NO1について議案説明と地区担当委員、現地調査B班班長から説明・報告がありました。説明・報告に対してご質問、ご意見はありませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第3号議案、受付NO1について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1について、許可することに決定いたします。

○議長

次に、第4号議案「宗像市農用地利用集積計画（所有権移転）について」を議題といたします。受付NO1について、事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第4号議案の受付NO1につて、資料により説明)

○議長

ただいま、受付NO1について事務局から説明がありました。ご質問、ご意見はございませんか

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第4号議案、受付NO1について、所有権移転について承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって 受付NO1について、所有権移転を承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、第5号議案「令和5年度宗像市農用地利用集積計画（利用権設定）について」を議題といたします。この件につきまして、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第5号議案について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から第5号議案、令和5年度宗像市農用地利用集積計画についての説明がありました。説明についてご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第5号議案、令和5年度宗像市農用地利用集積計画について承認することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、令和5年度宗像市農用地利用集積計画について承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、第6号議案「農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

1件の案件が申請されております。農業振興課から説明を受けたいと思います。

○農業振興課

当該申請は、申請者の子（息子家族）が分家住宅を建築するために行われたものです。申請に先立って、申請者の所有地を主として候補地の検討がなされましたが、申請地以外では住宅の建築が困難であることから、今回の申請に至ったものです。なお、申請者の子は宗像市内に土地を所有していません。申出地は農用地区域内の農用地の中央に位置するが、南北の農用地を分断しないよう必要最低限の面積を除外することで、除外しても農用地の集団性、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと考えられます。また、農用地または農用地等の保全・利用上必要な施設に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられます。当該変更によって、農用地気域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと考えられ、申出地においては、土地改良事業等の公共投資は行われていません。よって、申出地については、やむを得ず農用地区域から除外するものです。以上です

○議長

農業振興課の説明に対して、ご質問、ご意見はありませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第6号議案、農業振興地域整備計画の変更について、宗像市長に対して可の意見書を提出することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、宗像市長に対して可の意見書を提出することに決定いたします。

○議長

それでは次に、報告事項の審議を行います。報告事項は2件であります。報告事項第1号「農地法第5条の規定による届出について」と、報告事項第2号「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」が提出されております。

宗像市農業委員会事務局処務規程第6条第3号の規程により、事務局長が専決処分を行っていますが、農林事務次官通達により、直近の総会に報告することになっております。この件につきまして、事務局から報告を受けたいと思います。

○事務局

(報告事項第1号、報告事項第2号について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から報告事項第1号及び報告事項第2号の報告がありました。この件につきましては、報告になりますが、何か質問等はありませんか。

(なしの声)

○議長

お諮りいたします。本委員会総会中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本委員会総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、令和5年5月定例農業委員会総会は閉会いたします。